						る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	
	（略）	（略）	（略）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）		
	（略）	（略）	（略）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）		
	（略）	（略）	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）			
	（略）	（略）	（略）			
	（略）	（略）	ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）			
	（略）	（略）	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値			
	（略）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇六八グラム			

						る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	
	（略）	（略）	（略）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）		
	（略）	（略）	（略）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）		
	（略）	（略）	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）			
（新規）	（略）	（略）				
（新規）	（略）	（略）				